

旭川ノルディックウォーキングクラブ (ANWC)

2019 年度 『 総 会 』 次 第

日 時 ; 2019年4月21日 (日) 14:30~

場 所 ; 旭川市勤労者福祉会館 (小会議室C)

挨 拶
議 題

1. 報告事項

(1) 平成30年度事業報告

(2) 平成30年度決算報告

(3) その他

監査報告

2. 協議事項

(1) 2019年度事業計画 (案) について

(2) 2019年度予算 (案) について

(3) その他

役員改選

3. その他

フィンランド視察でユバスキュラ新聞に掲載された写真です

HANNA MÄKINEN



Sauvakävelyretkellä japanilaiseen malliin

平成30年度 旭川ノルディックウォーキングクラブ事業報告

1 『総会・役員会』

「役員会」 平成30年4月20日（金）CoCoDe

「総会」 平成30年4月28日（土）18：30～ 旭川市ときわ市民ホ

2 『定例会』（第1土曜日ー第1回のみ第2土曜日）

回	期 日	場 所	参 加 者
第1回	平成30年 5月 12日（土）	忠和運動公園	24名
第2回	〃 6月 2日（土）	嵐山公園	18名
第3回	〃 7月 7日（土）	春光台公園	15名
第4回	〃 8月 4日（土）	旭山公園	7名
第5回	〃 10月 6日（土）	神楽岡公園～北彩都がテッソ	23名

3 『集い』（第3日曜日ー薫風の集いのみ第1日曜日）

集い名	期 日	場 所	参 加 者
新緑の集い	平成30年 5月 20日（日）	江丹別とみはら自然の森	29名
薫風の集い	〃 6月 4日（日）	当麻くるみなの散歩道	熊出没で中止
紅葉の集い	〃 10月 21日（日）	白金白樺遊歩道～不動滝	20名

4 『第9回ノルディックウォーキング in 旭川』（主催）参加者115名（内会員32名）・運営19名
平成30年9月2日（日）CoCoDe 前広場～氷点橋・忠別橋・旭川大橋（3・5・10kコース）

5 『ノルディックウォーキング 教室』

* 忠和教室 平成30年5月9日～11月28日の毎水曜日（30回）9：45～11：30

忠和運動公園（忠和中向かいの駐車場集合）参加者延885名（1回平均29.5名）

* 花咲教室 平成30年5月10日～10月25日の第2・4木曜日（12回）9：45～11：30

花咲スポーツ公園～石狩川ハイラインコース 参加者延85名（1回平均7.0名）

6 『特別例会』（1～3月の第3木曜日）

回	期 日	場 所	参 加 者
第1回	平成31年 1月 17日（木）	花咲スポーツ公園～	2名
第2回	〃 2月 21日（木）		3名
第3回	〃 3月 21日（木）		3名

参考； 世界ノルディックウォーキング連盟（INWA）は、2011年から毎年5月の第3土・日曜日を「世界ノルディックウォーキング DAY」と制定しています

7 『他団体行事への参加・講師派遣・運営協力』

* 「Let'sノルディックウォーキング」（北星公民館主催）平成30年5月24日 支援1名

* 「ノルディックウォーキング 教室」（東光公民館主催）平成30年5月30日 支援1名

* 「ノルディックウォーキング 初心者教室」平成30年6月1日 支援2名

* 「第19回おおたき国際ノルディックウォーキング」平成30年7月1日 伊達市 参加15名（内現地参加2名）

旭川ノルディックウォーキングクラブ

平成30年度 決算報告

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

収入の部

項目	30年度予算額	30年度決算額	備考
前年度繰越	216,714	216,714	
会費	120,000	113,000	会費1,000×113名分
その他収入	100,000	80,000	NWin旭川参加料77,000 秋山恵子様よりご厚志3,000
合計	436,714	409,714	

支出の部

項目	30年度予算額	30年度決算額	備考
事務費	80,000	22,858	事務用品3,043 年間コピー代8,640・事務担当費10,000 ネームプレート入れ1,175
会議費	10,000	4,756	総会会場費2,520・幹事会会場費2,236
行事費	150,000	87,000	「NWin旭川」関係経費／ホースカーテン4,738 会場費930・スタッフバッグ44500・封筒426 缶バッグ14,356・傷害保険料3,330 案内切手代8,200・景品入れ折り袋620 定例会・集い事前調査関係諸費10,000
予備費	196,714	230,364	大滝NW大会参加補助19,500 10周年記念財布210,864
合計	436,714	344,978	

*収入 409,714 - 支出 344,978 = 次年度繰越金 64,736

平成30年度旭川ノルディックウォーキングクラブの収支決算関係帳簿等について
監査の結果、正しく且つ適正に処理されていることを認めます。

平成31年4月21日

監査 岩本 茂
込山 久夫



旭川ノルディックウォーキングクラブ

2019年度予算(案)

(2019年4月1日～2020年3月31日)

収入の部

項目	2019年度予算額	2018年度決算額	備考
前年度繰越	64,736	216,714	
会費	120,000	113,000	1,000×120名
その他収入	100,000	80,000	「NWin 旭川」参加料 他
合計	284,736	409,714	

支出の部

項目	2019年度予算額	2018年度決算額	備考
事務費	50,000	22,858	切手・封筒・宛名テープ・名札入れ・コピー代等 事務用品費・事務担当費 他
会議費	10,000	4,756	総会・幹事会会場費 他
行事費	120,000	87,000	「NWin 旭川」関係経費 定例会, 集い事前調査関係費 他
予備費	104,736	230,364	大滝 NW 大会参加補助 発足10周年記念事業関係諸費 他
合計	284,736	344,978	

2019年度 旭川ノルディックウォーキングクラブ事業計画 (案)

1 『役員会・総会・セミナー・祝う会』

「役員会」 2019年4月10日(水) CoCoDe 他随時

「総会」 2019年4月21日(日) 14:30 旭川市勤労者福祉会館(小会議室C)

「10周年記念セミナー」 2019年4月21日(日) 15:30 旭川市勤労者福祉会館(小会議室C)

「10周年を祝う会」 2019年4月21日(日) 17:30 ファミリーレストラン りっか亭

2 『定例会』(第1土曜日-但し第1回のみ第2土曜日)

回	期 日	場 所	備 考
第1回	2019年5月11日(土)	忠和運動公園(忠和中学側駐車場)	集合 9:45
第2回	" 6月1日(土)	神楽岡公園	(公園駐車場)
第3回	" 7月6日(土)	旭山公園	NW 10:00
第4回	" 8月3日(土)	カミの杜公園	~11:30
第5回	" 10月5日(土)	嵐山公園(展望台駐車場集合)	*小雨決行

3 『集い』(第3日曜日)

集い名	期 日	場 所	備 考
新緑の集い	2019年5月19日(日)	江丹別 とみはら自然の森	集合 9:45
薫風の集い	" 6月16日(日)	東川町 キトリ森林公園	(公園駐車場)
紅葉の集い	" 10月20日(日)	東神楽町森林公園	*小雨決行

4 『第10回ノルディックウォーキング in 旭川』

2019年9月1日(日) CoCoDe 前広場~氷点橋~忠別橋~両神橋~旭川大橋

(3・5・10kmコース)

5 『ノルディックウォーキング教室』

(1) 忠和教室 2019年5月8日~11月27日の毎水曜日(30回) 9:45~11:30

忠和運動公園(忠和中学校向かいの駐車場からコース内ベンチ付近集合)

(2) 花咲教室 2019年5月9日~10月24日の第2・4木曜日(12回) 9:45~11:30

花咲スポーツ公園~石狩川リバーラインコース(花咲スポーツ公園駐車場中央広場付近集合)

参考;世界ノルディックウォーキング連盟(INWA)は、2011年から毎年5月の第3土・日曜日を「世界ノルディックウォーキングDAY」と制定しています。

6 『他団体行事への参加・支援』

* 「Let'sノルディックウォーキング」(北星公民館主催) 2019年5月23日(木) 支援1名

* 「ノルディックウォーキング教室」東光女性学級(東光公民館主催) 2019年5月23日(水)

CoCoDe 前広場~忠別橋(3~5km) 支援1名

* 「ノルディックウォーキング初心者教室」(旭川市公園緑地協会) 2019年6月9日(日)

常磐公園周辺 支援1名

* 「第20回おおたき国際ノルディックウォーキング」(おおたき国際NW実行委主催)

2019年7月7日(日) 大滝区総合運動公園~NWコース(3・6・12km) 自主参加

2019・2020年度

旭川ノルディックウォーキングクラブ役員名簿 (案)

役員名	氏名 (業務分担)
アドバイザー	小林 禎三
	中山 武司朗
	伊藤 俊弘
代表	加藤 英二 (事務局)
副代表	速水 修 (渉外・JNWS 窓口)
幹事	玉田 進 (総務)
	加藤 浩二 (総務・会計)
	瀬川 澄夫 (指導)
	上西 英治 (指導)
	齋藤 悟 (指導)
	坂本 幸 (指導)
	加藤 誠子 (指導)
監査	岩本 茂
	込山 久夫

事務局 070-8044 旭川市忠和4条3丁目1-8 加藤英二方

TEL・FAX 61-7803

旭川ノルディックウォーキングクラブ アドバイザー・会員名一覽

(氏名の前の№は会員番号です) 2019. 4・20現在

アドバイザー

A01 小林 禎三 A02 中山武司朗 A04 伊藤 俊弘

会 員

001 加藤 英二 002 速水 修 003 加藤 浩二 004 玉田 進 005 瀬川 澄夫
 007 坂本 幸 008 寺島 郁 010 浅井 恵子 015 岩本 茂 024 加藤 誠子
 028 川島 信一 029 川島 玲子 030 川瀬 徹夫 031 北澤 邦夫 032 北澤 峯子
 035 熊谷 秀子 036 蔵田 敏和 037 蔵田 久子 038 小関 邦子 040 込山 久夫
 041 込山 幹子 042 古屋 栄隆 043 齋藤 悟 048 佐々木淳子 052 釋 とみ江
 053 上西 英治 060 谷島 栄子 061 富樫 利博 066 畠山 良樹 067 平泉 利夫
 070 堀 秀昭 073 松原 君子 077 村上 和美 079 本村 幾子 080 山田 章右
 088 小野寺定子 090 見上美智子 091 奥山アキ子 092 佐藤百合子 094 木村 斉子
 108 杉崎 幸子 110 側 雄一 117 児玉 正枝 118 三上 則子 123 江川 良子
 126 秋山 芳子 128 平野美奈子 133 長峰まさ江 135 高井 清 139 前 周吉
 140 鹿又 昭三 141 山田 睦子 151 松田 悦子 152 上田万紀子 153 成田 裕保
 154 岡田田鶴子 155 岡田 欣也 157 袴田 義矩 158 袴田 民子 159 斉藤 裕子
 165 安田巳喜男 166 岡田 俊子 167 滝野 正一 168 佐久間文子 169 本間千恵子
 172 伊藤 圏美 175 浅野ヨシ子 176 中鍵 繁子 178 室谷 和恵 180 山下 文子
 181 岩原 満子 184 青木久美子 189 小竹 征江 191 狩野 哲司 192 青田 静江
 193 市場 節子 194 藤澤美代子 195 羽藤 明子 198 下川美智子 199 吉田美代子
 200 田辺 節 202 佐藤 静代 206 田辺 信二 207 堀 秀司 208 半田 紘子
 209 伊藤 洋子 210 南部 裕子 211 木村由美子 213 田代 俊男 214 荏原 信夫
 215 西田美知子 216 奥山 亮枝 217 神田悦久子 220 矢口美江子 222 前田 政克
 223 前田 恵子 224 広瀬恵久子 225 鈴木 忠 226 吉政 文代 228 谷越久美子
 229 高橋 理子 230 酒井 直美 231 佐藤 勝子 232 大山 千波 233 篠崎 和恵
 234 尾崎 紀子 235 平沼 明道 236 小堤ナミ子 237 辻脇 幸子 238 永澤 昌行
 239 黒田 克恵 240 佐藤 妙子 241 金泉 和弥 242 長岡 民子 243 及川真智子
 244 245 246 247 248
 249 250 251 252 253

(アドバイザー-3名・会員115名)

旭川ノルディックウォーキングクラブ規約

第1章 総則

第1条 (名称)
本会は、旭川ノルディックウォーキングクラブという

第2条 (事務局)
本会は、事務局を役員会の定めた場所に置く

第3条 (目的)
本会は、ノルディックウォーキングに関する普及、啓発及び各種事業を行い、健康増進と会員の相互理解を深め生活文化の向上に寄与することを目的とする

第4条 (事業)
本会は、前条の目的達成の為、次の事業を行う

1. ノルディックウォーキングに関する実践及び指導者の育成に関する事業
2. ノルディックウォーキングに関する資料及び情報の提供
3. 会員相互の親睦に関する事業
4. その他、前条の目的達成に必要な事業

第2章 会員

第5条 (会員)
本会の会員は、第3条の目的に賛同したノルディックウォーキング愛好者とする

第6条 (入会及び資格の喪失)

1. 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を代表に提出し、その承認を得る
2. 本会の会員は、次の事由によって会員の資格を喪失する
 - (1) 退会届を提出したとき
 - (2) 2年以上会費を滞納したとき

第7条 (会費)
本会の会費は、別に定める

第3章 役員等

第8条 (役員)
本会に次の役員を置く

代表	1名
副代表	1名
幹事	若干名
監査	2名

1. 代表は本会を代表し、会務を統括する
2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時その会務を代理する
3. 幹事は、総務、指導、会計の業務を分担する
4. 監査は、本会の会計を監査する

第9条 (役員を選任)
役員は、総会において会員の内から選出する

第10条 (役員任期)
1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする
3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする

第4章 会議

第11条 (総会)

1. 総会は会員で構成し、年1回以上代表が招集する
2. 総会は役員を選出を行うほか、事業計画及び収支予算を決定し、事業報告及び収支決算を承認する。又、役員会が必要と認めた事項を審議する
3. 総会は、出席会員の過半数を以て議決する

第12条 (役員会)

1. 役員会は役員によって構成し、必要に応じ代表が招集する
2. 役員会は事業計画及び収支予算を立案し、又、事業報告及び収支決算を審議し、総会に提出するほか、本会の運営に必要な事項を審議、執行する
3. 役員会は出席役員過半数を以て議決する

第5章 アドバイザー

第13条 (アドバイザー)

1. 本会にアドバイザーを置くことができる
2. アドバイザーは、総会の同意を経て代表が委嘱する
3. アドバイザーは、本会の重要事項に関し代表の諮問に応ずる

第6章 会計

第14条 (会計年度)
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる

第15条 (経費)
本会の経費は、会費及びその他の収入によるものとする

第7章 規約の改正

第16条 (規約の改正)
本会の規約は、総会出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる

付則

(施行期日)
この規約は、2009年3月13日より施行する